

災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定書

芝山町（以下「甲」という。）ととらや包装資材株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う段ボール製簡易ベッド等の調達業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、町民の避難生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の種類）

第2条 本協定において「段ボール製簡易ベッド等」とは、次にかかげるものをいう。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製間仕切り
- （3）その他乙が供給可能なもの

（要請）

第3条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、乙に対し、段ボール製簡易ベッド等の供給及び運搬について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難となった場合は、この限りではない。

（納品）

第4条 乙は、甲の指定する場所に段ボール製簡易ベッド等を運搬し、甲が数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

2 乙は、納品後、速やかに報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担するものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド等の費用
- （2）（1）の運搬に係る費用

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時直近における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(請求及び支払)

第6条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定書に定めのない事項及条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年9月11日

(甲) 千葉県山武郡芝山町小池992
芝山町
芝山町長 相川 勝重

(乙) 千葉県山武郡九十九里町片貝2740
とらや包装資材株式会社
代表取締役 阿部倉 建司